

浦安市観光プロモーション動画制作業務委託 仕様書

1. 件名

浦安市観光プロモーション動画制作業務委託

2. 目的

本市は、テーマパークやホテル等が集積し、年間約3,000万人が訪れる舞浜地区を有する一方で、舞浜地区以外の地域の認知度が低いという課題がある。この課題を解決し、観光誘客を促進するため、本市の地域資源を活用し、視覚と聴覚に訴える魅力的な観光プロモーション動画を制作する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

浦安市 商工観光課が指定する場所

5. 業務の指示及び監督

- (1) 業務の受託者（以下「乙」という。）は、本業務を履行するにあたり、契約に基づき浦安市（以下「甲」という。）と常に綿密な連携を図り、その指示及び監督を受けること。
- (2) 乙は、本業務の各段階における方針について、甲の承諾を得たうえで業務に着手すること。
- (3) 乙は、本業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、甲と事前に協議し、その指示に従うこと。

6. 業務内容

浦安市全体の魅力あるスポットを撮影・取材し、PR動画として編集・制作を行い、映像としてまとめる。

(1) 横型動画

- ア 制作本数は、5分程度の長尺動画及び15秒の短尺動画をそれぞれ最低1本以上とする。

- イ 長尺動画は YouTube、観光施設や MICE 誘致のための商談会等におけるモニター等での放映及びふるさと納税のポータルサイト等への掲載等を想定して制作すること。
- ウ 短尺動画は ZOZO マリンスタジアムのメインスクリーンでの放映を想定して制作すること。
- エ 長尺動画には、原則として英語のテロップを入れること。
- オ 動画の視聴意欲を引き立てるようなサムネイル画像（YouTube 用）を制作すること。

（2）縦型動画

- ア 制作本数は、SNS 投稿用の短尺動画（30～60 秒程度）を最低 1 本以上とする。
- イ 主にスマートフォンで視聴することを想定し制作すること。
- ウ SNS の特性や視聴者行動を考慮し、短い時間でも魅力を感じることができる構成とすること。

（3）共通事項

- ア 「浦安市観光施策に係る調査・検討業務報告書」を参考にし、本市への来訪者のニーズや実態等を把握したうえで動画を制作すること。
- イ 本市の地域資源を活用し、情報の羅列ではなく、ストーリー性をもったテーマを設定すること。
- ウ 撮影場所や撮影時期等、動画制作における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。
- エ 撮影場所の撮影許可等、必要な調整や各種手続き等については、乙が適切に対応すること。
- オ BGM 等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは乙において行うこと。
- カ 特殊撮影（ドローンの使用、タイムラプス撮影等）、CG やアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用し、視聴者の視覚や聴覚に訴える工夫を施すこと。
- キ 動画制作にあたっては、原則として新規撮影を行うものとする。ただし、本業務の目的に適合する場合に限り、乙が保有する映像や借用映像（以下「借用映像等」という。）の使用を認める。また、季節や天候、災害等の影響で撮影が困難な場合や、適切な映像が確保できなかった場合についても、借用映像等を使用できるものとする。なお、借用映像等を使用する際の手続き等は、乙が責任を持って行うこと。
- ク 必要に応じてタレント等を起用すること。乙は肖像権等に関する問題が生じないよう配慮するとともに、権利処理を含むすべての手続きを行うこと。
- ケ 各動画の映像・テロップ等の内容について、甲が確認・修正を行う機会を最低 3 回設けること。

7. 作業計画書の提出

乙は、契約締結後7日以内に業務内容とそのスケジュールを明確にした作業計画書を甲に提出し、甲の承諾を得て本業務を行うものとする。

8. 成果物の納品

(1) 納入場所

浦安市役所（浦安市猫実一丁目1番1号）内の甲が指定する場所。

(2) 納品形式

ア 動画

横型：MP4 (H.264)、アスペクト比 16:9、解像度 1920×1080 (フルHD)

※15秒の横型短尺動画については、上記に加え、WMV (WMV9)、アスペクト比 16:9、解像度 1920×1080 (フルHD) も納品すること。

縦型：MP4 (H.264)、アスペクト比 9:16、解像度 1080×1920 (フルHD)

※縦型動画については、上記のほか、活用用途に応じてアスペクト比 1:1 (正方形動画) 等、最適なフォーマットでの納品も認めるものとする。

イ サムネイル画像

JPEG、アスペクト比 16:9、解像度 1920×1080 (フルHD)

(3) 納品物

ア 以下のデータを収録したDVD-ROM：2枚

- ・制作した動画データ
- ・サムネイル画像データ

イ 以下のデータを保存したポータブルハードディスク等の大容量記憶媒体：1個

- ・リエディット可能なマスターデータ
- ・撮影素材 (未使用カットを含む)

ウ プレーヤー再生用DVD (家庭用DVDプレーヤーで再生可能な形式)：20枚

9. 著作権等の取り扱い

(1) 成果物の著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む) は甲に帰属するものとし、甲はこれを観光振興に関する広報活動 (MICE誘致を含む) の目的に限り、期間の制限なく無償で自由に利用、複製及び再編集することができるものとする。

(2) タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。

(3) 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。ただし、甲が再編集したことにより生じた問題については、乙はその責任を負わないものとする。

10. 再委託等の制限

乙は、本業務の全部または主たる部分を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託、または請け負わせる場合であって、事前に書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

11. 委託料の支払い

乙は、成果物の検収があった後に委託料の支払いを請求でき、甲は、支払いの請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払う。

12. 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、乙は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

13. 担当課

浦安市 市民経済部 商工観光課

14. その他

- (1) 乙及び業務従事者が、業務の遂行に起因し、甲又は第三者に及ぼした損害（天変地異及びその他乙の責に帰することのできない事由によるものを除く）については、乙がその責を負うものとする。
- (2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、乙において損害賠償及び苦情処理の措置を講じることとする。
- (3) 乙は、甲の求めに応じて制作会議を開催し、進捗状況の報告及び課題の整理を行うものとする。
- (4) 委託契約金額には、通信費、燃料費、人件費、消耗品費等、業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (5) 成果物は、甲が認めた第三者が、浦安市の観光振興に関する広報活動（MICE誘致を含む）を目的として二次利用する場合がある。
- (6) 仕様書及び契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めることとする。
- (7) 成果品の内容が不適切と認められる場合、再提出を求める。